

令和5年度 相談支援事業 主要事業の計画案

1 障害者相談支援

障がい者相談支援事業（いわゆる委託相談）を拡充し、中学校区別に相談事業所2事業所が担当し、十分に連携を保ち進める。

また、一般的な相談支援のほかに、主に以下の事業を実施する。

(1) 個別訪問調査

障害者手帳を交付されているが、福祉サービスの利用がない方を対象とし、情報提供や支援機関との繋がりを保つことを主な目的として、個別訪問調査を実施する。

また、調査開始から5年を経たことで、訪問の必要性が低くなった既存の対象者対しては、電話調査へと切り替え、対象者の増加に対応していく。

ア 実施方法

新規の手帳取得者 訪問調査

既存の手帳取得者 電話調査

イ 調査件数

120件（予定）（うち、訪問は12件程度の見込み）

(2) 事業所説明会の実施

進路選択をする上で、実際にどのような暮らしや仕事をしているのか現状を具体的に知ること、将来に向けて広い視野で進路選択できるよう事業所説明会を開催。

(3) 当事者会への支援

定期的なピアカウンセリングの機会を確保するため、精神障がい者の当事者会（2回程度）を開催し、主体的な当事者活動へ発展できるよう支援します。

(4) 避難行動要支援者名簿（みまもり台帳）への登録支援

個別訪問調査等の機会を捉え、登録勧奨及び登録支援を実施する。

2 基幹相談支援

総合的・専門的な相談支援のほかに、主に以下の事業を実施する。

(1) 障がい者自立支援協議会の運営支援

プロジェクトチームの運営支援を行うほか、障がい福祉関係者連絡会の企画・運営を行う。

(2) 就労支援コーディネーター事業

2年に渡りモデル事業として実施してきた中高生向けの就労支援プロ

グラムを、市内の放課後等デイサービスでも実施してもらえるよう呼びかけていく。実施時には、プログラムを提供し、必要に応じてフォローアップを行う。

(3) 研修の開催

障がい福祉関係者連絡会等の機会を通じ、災害時の連携促進や権利擁護・虐待の防止などを検討する機会を企画する。

(4) 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、担い手である事業所との連携体制の構築及び機能強化（主に緊急時の対応）を進める。

(5) その他

ア 相談支援連絡会

市内相談支援事業所を対象に相談支援連絡会を実施（月1回）し、ケースへの専門的な指導助言等を行うほか、相談支援専門員研修の受入れを行い、地域の相談支援体制強化及び人材育成を図る。

イ 精神科病院との連携

精神科病院と連携し退院希望者を早期に把握し、市と連携し、適切な退院支援に結びつくよう支援する。

ウ 相談支援体制の整備

問題を整理し表現することが苦手な障がいのある人及びその家族にも相談支援がくまなく届くこと、そして、福祉サービスの利用希望者がすみやかにサービスへ繋がることなどを目指し、市と連携し、体制づくりに取り組む。